

鹿児島県水産技術開発センターにおける
公的研究費の適正な取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県水産技術開発センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

- (1) 「公的研究費」とは、国の各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 「最高管理責任者」とは、センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
- (3) 「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する指導責任と権限を持つ者をいう。
- (4) 「コンプライアンス推進責任者」とは、公的研究費の運営・管理について、不正等の未然防止、業務の適性化及び効率化に関して、実務上の責任と権限を持つ者をいう。

(体制と役割)

第3条 最高管理責任者には、センター所長をもって充てる。

- (1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
 - (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
- 2 統括管理責任者には、センター副所長及び庶務部長をもって充てる。
- (1) 統括管理責任者は、不正防止対策において、センター全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者には、庶務部長をもって充てる。
- (1) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全てのセンター職員に対し、コンプライアンス教育を実施するとともに、適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 センター職員は、公的研究費の使用にあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、別に定める「鹿児島県水産技術開発センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範」を遵守する。

(相談窓口)

第4条 公的研究費の事務処理に関する相談窓口は、庶務部に置く。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費に関わる不正防止の総合的な推進を図るため、具体的な不正防止計画を別途策定する。

- 2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じて不正防止計画を見直す。
- 4 最高管理責任者は、庶務部に不正防止計画推進部署を置き、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努める。

(公的研究費の管理)

第6条 公的研究費は研究者に代わってセンターが運営・管理するものとし、経費に関する事務はセンター各部長が所掌する。

- 2 経費に関する事務は、鹿児島県会計規則に基づいて執行するとともに、関係法令及び農林水産省等が定める補助金に関する各種の規程等を遵守する。
- 3 公的研究費により購入した設備、備品、図書等はセンターに属する。

(内部監査の実施等)

第7条 公的研究費の適切な運営・管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と防止計画推進部署が連携して行う。

(通報窓口の設置)

第8条 センターに、センター内外からの公的研究費の不正使用や不正経理、及び研究の不正行為等に関する通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口の責任者には、統括管理責任者をもって充てる。
- 3 通報を受けた場合にあつては、最高管理責任者は、センターを所管する水産振興課に報告するとともに、調査が必要と判断された場合には、委員会を設置して調査を行う。
- 4 前項により不正があるとされた場合には、最高管理責任者は、是正措置及び再発防止措置をとる。

(調査委員会の設置等)

第9条 第8条第3項により設置される委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行い、それらを認定する。

- 2 調査委員には、公正かつ透明性の確保の観点から、センターに属さない第三者を含む。
- 3 前項の第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会による調査中は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第10条 最高管理責任者は、告発等(報道や会計検査院等の外部機関を含む)を受けた場合、告発等の受付から30日以内に、告発等の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

2 告発等があった場合、受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

4 センターは、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

5 センターは、配分機関の求めがあるときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正行為に対する処分)

第11条 第8条第3項により不正があるとされた場合には、鹿児島県知事が懲戒処分を行う。

2 最高管理責任者は、不正行為に関する調査結果と処分内容を、該当する公的研究費制度を所管する国の省庁及び関係機関に報告する。

3 不正行為に関与した業者に対しては、「物品又は役務の調達に係る有資格業者の指名停止に関する要綱」に基づき処分を行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、公的研究費による研究における不正行為防止に関し、必要な事項は、センター所長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。